

世田谷区立老人休養ホームふじみ荘の指定管理者の選定について

(付議の要旨)

平成29年4月からの世田谷区立老人休養ホームふじみ荘の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

1. 主旨

世田谷区立老人休養ホームふじみ荘の指定期間が平成29年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立老人休養ホーム条例第17条に基づき、平成29年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立老人休養ホームふじみ荘
- (2) 所在地 東京都世田谷区上用賀六丁目2番13号
- (3) 現在の指定管理者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
- (4) 現在の指定期間 5年間(平成24年4月1日～平成29年3月31日)

3. 指定管理者制度適用の理由、効果

世田谷区立老人休養ホームふじみ荘は、区内の高齢者に対し、健全な保健休養のための場を与え、もって高齢者の心身の健康増進を図ることを目的とした施設である。

運営にあたっては、民間事業者の創意工夫や経営手法を活用することで、利用者ニーズへのより迅速な対応、区民サービスの向上を図ることができるため、引き続き指定管理者制度を適用する。

4. 指定期間

1年間(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

新実施計画に基づき、改修・改築工事を検討しているため。

5. 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法等

世田谷区立老人休養ホーム条例第18条第1項に定める特別の事情の規定に基づき、公募によらず指定管理者の候補者を選定することの可否について、選定委員会の審議を受けた上で選定方法を決定し、適格性の審査を行う。

(2) 特別な事情について

世田谷区立老人休養ホームふじみ荘は、現在、施設の老朽化が進んでおり、大規模改修が必要となっている。公共施設中長期保全計画による改修経費が相当額見込まれていることから、新実施計画に基づき、区の直接経費による改修・機能見直しのほか、民間資本を導入した改修・機能見直しや、敷地分割・規模縮小して建替え、残地については他用途への活用を図るなど、費用対効果の最も高い手法の検討を行っているところである。このたびふじみ荘の指定管理者の選定においても、今後の施設のあり方検討を踏まえるとともに、改修・改築工事の時期との整合を図るため、

世田谷区立老人休養ホーム条例第18条第1項による特別の事情の規定に基づき、現在の指定管理者から指定申請を受け付け、指定管理者としての適格性を審査するものとする。

6. 審査体制

(1) 選定委員会の設置

指定管理者の候補者を選定にかかる審査を行うため、世田谷区立ひだまり友遊会館指定管理者選定委員会、世田谷区立老人休養ホーム指定管理者選定委員会及び世田谷区立健康増進・交流施設指定管理者選定委員会共通事項規定要綱に基づき、選定委員会を設置する。

(2) 選定委員会の所掌

選定基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

(3) 選定委員会の構成

外部委員（学識経験者等）5名と、区職員2名とする。

7. 選定基準

世田谷区立老人休養ホーム条例第18条に定める選定基準に基づき選定を行う。

(1) 利用者の平等利用を確保した運営ができること。

(2) ホームの効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

(3) ホームの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. 今後のスケジュール（予定）

平成28年5月25日 区民生活常任委員会報告（選定方法）

5月～7月 選定期間（適格性審査）

8月 政策会議（選定結果）

9月 区民生活常任委員会報告（選定結果）

第3回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）

平成29年4月1日 次期指定管理者による管理の開始